

株式会社八神製作所

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 運営規程

第1条(事業の目的)

株式会社八神製作所やガミホームヘルスセンター名古屋(以下「事業所」という。)が行う特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者《福祉用具供給事業従事者研修》)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売サービスを提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

1. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具・特定介護予防福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
2. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

第3条(事業所の名称)

1. 名称 ヤガミホームヘルスセンター名古屋
2. 所在地 名古屋市中区千代田2-16-28

第4条(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供に当たるものとする。
2. 専門相談員 2名以上(常勤換算)
専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行う。また、福祉用具サービス計画(介護予防福祉用具サービス計画)の作成・変更等を行う。

第5条(事業所の営業及び営業時間)

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする(定休日 土日祝日、12/29～1/3、6月平日最終日)
2. 営業時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

第6条(特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額)

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供方法は、次のとおりとする。

- ①福祉用具の販売に当たっては、身体状況に応じて使用方法の指導・使用上の留意事項・故障時の対応などを使用者に適切に行う。
②福祉用具の提供に当たっては、常に清潔、かつ安全で、正常な機能を有する福祉用具の販売を行う。
③提供する福祉用具販売の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
④商品のお渡し方法は、利用者宅への納品、店頭でのお渡しのいずれかとする。
- 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。
- 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはそのご家族に対して事前に説明を行い、支払いに同意していただく。
- 事業所が利用者から費用の支払いを受けたときは、特定福祉用具の品名、販売日、並びに料金を記載した領収書等を利用者に交付することとする。
- 通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売に要した交通費は、介護報酬の対象外としその実費を徴収する。
 - ① 通常の実施地域を越えた地点から 片道1kmごとに 50 円
 - ② 第5項の費用の支払いを受ける場合には 利用者またはその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意していただく。

第7条(通常の事業実施地域)

事業所の通常の事業実施地域は、次のとおりとする。

県名	実施地区
愛知県	名古屋市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・東郷町・みよし市・大府市・東海市・刈谷市・東浦町・知立市・知多市・阿久比町・半田市

第8条(衛生管理等)

事業所の管理は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

第9条(事故発生時の対応)

- 専門相談員等は、事業の提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に関わる居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に報告を行うものとする。
- 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講ずるものとする。

第10条(利益供与の禁止)

事業所及びその従業員は、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者またはその従業員等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第11条(虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を開催するとともに、その結果について、専門相談員その他の従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報すること。
- ④ 事業所において、従業員に対して虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- ⑤ 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第12条(その他運営についての留意事項)

特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売事業所は、以下の条項に留意して事業を行う。

1. 職員の研修
 - ① 採用時研修を入社6ヶ月以内に行う。
 - ② 継続研修を、年2～3回程度実施する。
2. 秘密の保持
 - ① 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
 - ② 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 掲示及び目録の備え付け
 - ① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
 - ② サービス利用者申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う特定福祉用具・特定介護予防福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
4. 正当な理由なく特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売サービスの提供を拒まない。
5. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の販売事業者を紹介する等の措置を講じる。
6. 要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
7. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受ける為の援助を行う。
8. 居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
9. 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売サービスを提供する。

10. 従業者に身分を証する書類を携帯させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
11. 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
12. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は(株)八神製作所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 11 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 22 年 3 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 27 年 5 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 30 年 2 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 31 年 1 月 11 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。